

沖縄県子育て総合支援事業（高校生進学チャレンジ支援事業・南部圏域）
業務委託に係る企画提案仕様書

1 委託業務の名称

沖縄県子育て総合支援事業（高校生進学チャレンジ支援事業・南部圏域）業務委託

2 事業目的

大学進学への意欲が高く、成績や就学状況は良好であるにも関わらず、経済的に厳しい状況に置かれ、進学塾等へ通うことが困難な高校生に対する学習支援を行い、難関大学へのチャレンジを支援することで、上級学校への進学を図り、貧困の連鎖を断ち切ることを目的とする。

3 委託期間

委託締結の日から令和8年3月13日（金）まで（予定）

4 予算額

本事業に係る予算の上限は、16,011,028円以内（消費税込み）とする。この範囲内で、効率的かつ効果的な企画をすること。

※ただし、この金額は、企画提案公募のために提示した金額であり、実際の契約金額ではない。

※なお、消費税及び地方消費税は10%で計上すること。

5 委託業務の実施場所

沖縄本島南部圏域（那覇市、浦添市、豊見城市、糸満市、南城市、南風原町、西原町、与那原町、八重瀬町）

6 支援対象者及び生徒数等

「沖縄県子育て総合支援事業（高校生進学チャレンジ支援事業）実施要綱」（以下「実施要綱」という。）第4条に基づき、下記の者を支援対象とし、学年は1年生から3年生の全学年とする。支援する生徒数は24名以上とする。

契約期間中に欠員が生じた場合は、本契約額の範囲内であれば、沖縄県と協議の上、新たに受け入れることを可能とする。

実施要綱（抜粋）

第4条 本事業における支援の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、県内に住所を有する者とする。

2 支援対象者は、次のアからウに掲げる要件のいずれかに該当する世帯の高校生で、且つエまたはオに該当する者とする。ただし、支援の申込みは、親等が行うものとする。

ア 親等が児童扶養手当を受給していること。

イ 親等が所在市町村の条例で定める住民税所得割非課税世帯であること。

ウ 児童福祉法第27条第1項第3号の規定に基づき里親等に委託され、又は児童養護施設等に入所している子どもであること。

エ 成績や就学状況が良好である者。

オ そのほか、知事が本事業の支援対象として認める者。

- 3 支援対象者は、本事業の趣旨を理解し、進学に向けた具体的な目標、意欲及び能力を持ち、親等と子ども双方が本事業による支援を受けること。

7 委託業務の内容

実施要綱に基づき、以下の業務を行う。

なお、支援対象者への学習支援期間は、原則6月から翌年3月までの10ヶ月間とする。

(1) 学習支援に関すること

① 講義

- ア 講義の実施（通常実施している講義の受講）
 - ・ 支援対象者が志望する大学の受験に必要な科目の講義の提供
- イ 受講する講義に必要なテキストや教材の提供

② 映像授業

- ア 塾で提供している映像授業の提供
- イ 映像授業を視聴するための機器の利用

③ 通常の講義以外の学習支援

- ア 通常の講義の他に実施する集中講義
- イ 入試に必要な科目の受験対策として面接や小論文等の個別支援

④ 模擬試験の実施

- ア 塾で実施している全国規模の模擬試験の提供

⑤ 進路相談

- ア 必要に応じて、学習方法や支援対象者に適した入試方法等の情報提供

⑥ その他

- ア 自習ができる環境の提供
- イ 通常、通塾生向けに実施している支援全般

⑦ 保護者に対する進学情報の提供や通塾実績等の報告

- ア 必要に応じて、受験情報や進路相談の実施
- イ 出席実績や塾内での学習状況の報告

(2) 生徒選抜に関すること（実施要綱第6条の規定による）

応募者が支援対象者に選定されるには、学力テストの受験が必須であることから、応募者から指定の日時で受験できない旨の申し出があった場合は、最大限配慮し振替受験の対応をすること。

① 学力テスト業務

- ア 令和7年5月末までの間に実施すること。
- イ 学力テストは、国語、英語、数学の3科目を実施すること。
 - 生徒の学力が把握できるよう、難易度、問題数、試験時間、問題形式（選択式・記述式等）を考慮し、学力テストを作成すること。
- ウ 学力テストの採点を実施し、各科目20点満点に換算し得点をつけ、その結果を県から提供された応募者名簿に記載すること。

② 面接業務

- ア 応募者（生徒及びその保護者）と面接を実施すること。

面接では、大学進学に対する意欲、志望大学や受験科目、希望する受験方法（学校推薦型選抜、一般選抜等）を把握し、受託事業者で実施する学習支援内容と応募者の希望する支援レベルに合っているかを確認すること。また、保護者には生徒の大学進学に対する理解があるかを確認すること。

イ 面接の結果を生徒20点満点、保護者10点満点で採点し、県から提供された応募者名簿に記載すること。

③報告業務

ア 学力テスト及び面接の結果について、下記の書類にて報告すること。

- 応募者名簿：学力テスト及び面接の結果を記載すること。
- 実施した学力テストの問題用紙（3科目）
- 面接の記録（写し）

【提出先】

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2
沖縄県こども未来部こども家庭課

(3)その他

①記録等による管理

支援対象者に係る以下の内容について、記録等による管理を行い、実施要綱第11条の規定により、月報（様式第5号）として翌月15日までに報告すること。

- ア 生徒の学習支援に係る出欠席等の確認
- イ 生徒の志望大学（学部学科）
- ウ 模擬試験の受験状況
- エ その他特記事項（当月欠席理由、大学可否）

②生徒及び保護者へのアンケート配布

③実績報告書の作成

8 実施方法

事業の実施に当たっては、次に掲げる事項を踏まえて行うこととする。

- (1)一般の通塾生と区別無く講義等の教育サービスを提供すること。
- (2)支援対象者から通塾に関する費用を徴収しないこと。
- (3)支援対象者のうち、受験者の大学等合格率6割以上を目標とすること。
- (4)本事業の趣旨を踏まえ、家庭の事情による進路希望に配慮すること。

9 各経費の見積

- (1)各経費項目は、税抜き表記とすること。
- (2)授業料等は、月謝払い又は一括払いか明示すること。
- (3)授業料等は、通常、一般生徒に請求している単価とすること。

10 著作権

成果品の著作権は沖縄県に帰属する。

ただし、本委託業務の実施に当たり、第三者の著作権、その他の権利に抵触するものについては、受託事業者の責任をもって処理すること。

11 再委託

(1)一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

○契約の主たる部分

- ・ 契約金額の50%を超える業務
- ・ 学習支援、管理運営、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

(2)再委託の相手方の制限

本契約の企画提案に応募した者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3)再委託の範囲

本契約の履行に当たり、受託事業者が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務等の範囲は、上記「7 委託業務の内容」のうち「(1)④模擬試験の実施」の業務とする。

(4)再委託の承認

契約の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはその限りでない。

○その他、簡易な業務

- 資料の収集・整理
- 複写・印刷・製本

12 守秘義務及び個人情報の取扱い

受託事業者は、本業務を実施することにより得た成果、あるいは提供を受けた資料等については善良なる管理のもとに利用・保管し、秘密の保持については万全の措置を講じること。

また、業務遂行上知り得た事項についても慎重に配慮するよう留意するとともに、特に個人が特定され得るものに係る情報（個人情報）の取扱いについては、関係法令を踏まえ、その保護に十分配慮すること。

13 苦情及び事故対応

(1)苦情対応

支援対象者と業務従事者間の苦情、トラブル対応は、原則、受託事業者で行うこと。その際、当該苦情等の内容をその事由等が生じた日の翌日までに沖縄県へ報告すること。

(2)安全対策

当該委託事業に支援対象者が安心して参加できるように必要な安全対策を行うこと。

(3)事故対応

- ①受託事業者は、本委託事業における事故の予防及び発生した事故について必要な措置を執らなければならない。
- ②沖縄県は、本業務中における事故については一切責任を負わない。

14 報告及び精算

(1)実績報告書等の提出

- ①受託事業者は、委託業務完了後10日以内又は当該年度の3月23日のいずれか早い日までに実績報告書等を提出するものとする。
- ②実績報告書には、支援した全員の希望進路先、3年生全員の大学等合否結果等（氏名、在籍高校名、受験大学等、試験区分（学校推薦型選抜、一般選抜など））を記載した一覧表を添付すること。

(2)精算

交付を受けた委託料に余剰金が生じたときには、これを返納しなければならない。

15 本事業における労務管理

法令等に従い、委託業務に従事する者の労務管理を行うこと。

16 雑則

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、沖縄県と受託事業者が協議して解決するものとし、必要な事項は別に定める。